

参考資料

財団法人成田市農業センター設立の経緯等について

財団法人成田市農業センター設立の経緯等について

本市において具体的に公社組織の設立が持ち上がったのは、JAの第4次中期三ヵ年農業振興計画(平成4年2月策定)を策定するに当たり、JAを中心として市その他関係機関等の協議により、平成3年6月に実施した稲作経営者意向調査に端を発するものでした。

また、市においては、平成3年9月議会及び12月議会で、農業公社制というよりも、農地保全機構的なもので優良農地を保全していくといった一般質問が出されました。

こうして、JAにおいては前記振興計画の中に、農業公社制の導入が加えられました。

さらに、市として平成4年3月議会において、市政方針の中に、農業公社の含みをもった形での農地保全機構の検討が盛り込まれ、同年4月、成田市農政推進協議会で、農業公社検討の方向が示されました。

そうした中、平成4年5月、国が市町村段階の農地保有合理化法人、いわゆる農業公社の設置を認めることとしたのを受け、市内農業関係機関、団体等で検討を開始し、農家意向調査、先進事例の調査等を幅広く実施しました。

この中で、農業の担い手の減少と従事者の高齢化の進行が確認され、規模拡大志向農家の農地流動化支援の要望等も具体的(個の特定・内容等)に確認されてきました。

しかしながら、当時、農地保有合理化事業を主体とする農業公社は、制度がスタートしたばかりのこともあって、全国的にも事例が少なく、優良事例として参考になるものは、少ない状況でありました。

このことから、農業公社を設立する前に、農政課内に設置いたしました農業経営改善支援センターの活用等により、農地保有合理化事業のうち、公社でなくてもできる内容から実験的に事業を実施してみることとなり、平成9年4月、JAから職員一人の参加を得て、農業委員会からも加わり、実験事業を実施しました。

この結果、農地を扱う公的機関としての専門組織と専門職員の育成が、農地の流動化を加速的に推進し、担い手の育成確保と優良農地の保全確保を図るために、必要であるということが明らかになりました。

すなわち、土地利用の粗放化、地力の減退、農業従事者の高齢化、後継者の不足、米・野菜等需要の停滞と価格の低迷、農業機械・生産資材の高価格、外圧・都市圧など環境の変化等から課題としては、優良農地の保全確保、後継者担い手の育成確保、農業所得の向上の3点に集約してとらえられるものと考えました。

これに対応する構造及び経営政策としては、個別経営の展開に必要な一定量

の農地を確保する「農地確保支援システム」であり、その農地を具体的に利用する農業経営者育成確保のための「担い手，経営者育成確保支援システム」としてとらえられ，更に，これらをサポートするのが農村コミュニティーであり，農村社会を構成する生活と生産と自然環境とは，相互に補完し合うことから，この関係を維持し，循環型農法の確立，持続可能な農業，永続する農業の確保展開を図る必要があるもので，これらを踏まえて，今後の本市の農業は，経営感覚・企業家精神を持った農業者が営むプロの農業と，退職後あるいは趣味で営むいきがい農業，また，地域住民や都市住民との共生で営む交流農業の3つによって構成される必要があり，この3つの農業は，農地の所有・利用，農作業の受委託を通じて相互に関連しており，この斡旋調整が不可欠である。このため，これらを支援するシステムを構築する必要があり，いわゆる公社事業を展開することにより，「農業の担い手の確保・発展」，「農地の良好な状態での確保」，「多面的機能を発揮するための農業生産の継続と農地の有効利用のためのシステムづくり」等の農業構造政策が効果的に実施されるものと考えられました。

一方，農政は，従来，農業生産の視点に比重を置いて展開されてきましたが，環境問題等地球規模での問題と農業の国際化が進展する中で，新鮮・安全性を重視した食料の供給が求められるようになるとともに，大量生産，大量消費，大量廃棄といった言葉に集約されるように，自然の循環や再生を重視しない形で機能性・経済性・効率性の追求を最優先してきた社会経済の中であって，農業もまた，同様な傾向にありましたが，地球資源の有限性が明らかとなり，資源の循環を基礎とする持続的な農業・社会の在り方が模索され始めておりました。

このように，従来のような進歩や発展等といった価値観から，物から心へ，調和と共存・共生といった考え方，価値観に変化してきているものと考えられ，これら環境の形成・確保が求められているものと考えられました。

この食料生産・地域環境の保全等の機能を持つ農業は，土・水，生物などの自然の有する再生産機能を基礎とする活動として，持続的な地域社会の確保の基本となるものであり，本市におきましても環境保全型農業，農業の自然循環機能の増進を図る必要があるものとの考えに至りました。

以上のようなことから，空港の騒音下の土地利用と一体化し，空港と共生した地域農業の確立を図るため，農地保有合理化法人の農地の中間保有機能を活用し，循環型農業の実践・推進を図るとともに，地域農業を支える担い手の育成・確保と持続可能な農業の確立等を支援する拠点，機動的組織(体制)として，民法に基づく公益法人・財団法人成田市農業センターを設立することとなり，平成11年3月30日に設立(県知事許可)したものです。

業務は平成11年度事業からとして，平成11年4月1日からスタートしております。

なお、設立の趣意(書)は、次のようになっております。

『 成田市は、千葉県の北部中央にあつて首都圏約50kmに位置し、古くから全国的な霊場として知られ、門前町を中心とした緑豊かな田園地帯の観光と農業のまちとして、穏やかな発展を続けてきました。

しかしながら、昭和41年7月、新東京国際空港を成田に設置することが閣議決定され、空港関連事業による開発等の進展と高度経済成長の波を受け、急激な都市化が進みました。加えて昭和53年5月の空港の開港によって、さらに大きく変貌と発展を遂げてきています。

これらに伴い本市の農業も大きく変化してきています。すなわち、労働力の流出や兼業化の進行などによる従事者の減少及び高齢化、農地の減少と利用度の低下や地力の減退、後継者不足、農村の混住化等、さらには農産物の輸入自由化など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、大きな転換期にあるものと考えられます。

このような状況に対応し、来るべき21世紀において、本市農業・農村の持続的発展を通じて、日本一住みよいふるさと成田の創造と豊かな暮らしを確保していくためには、構造政策としての農地保有合理化事業を基軸に農業経営の展開に必要な優良農地の確保、農地を利用する担い手・経営者の育成確保と、これらを支援する地域・農村社会の活性化が緊急かつ重要な課題となっています。

これらの情勢を踏まえ今後の農業は、生産性の向上、経営の合理化等に対し果敢に取り組む経営感覚・企業家精神を持った農業者が営む農業を中心に、退職後あるいは趣味で営む生きがい農業、また、地域住民や都市住民との共生で営む交流農業の3つによって構成される必要があるものと考えられます。

この3つの農業は、農地の所有・利用と農作業の受委託を通じて相互に関連し、この斡旋調整が不可欠で、市、農協、農業委員会が連携して既存組織の限界を超えた特定の機関、支援システムを構築することが緊要と思われます。

したがって、空港騒音下の土地利用と一体化し、空港と共生した地域農業の確立のため、農地保有合理化事業と環境保全型農業等の推進及び農業農村の持つ多面的・公益的機能の発揮の確保などを総合的に支援し、地域等のニーズに効率的に対応する機動的組織、農業農村活性化支援機構としての「財団法人成田市農業センター」を設立し、もって本市農業の構造改善を加速的に進め、担い手の育成確保等と農業が本来有する自然循環機能の発揮と相俟って、持続可能な農業の確立を図り、成田市農業・農村の振興、発展に寄与しようとするものです。 』

農地流動化事業の年度別実績

農地流動化事業の年度別実績

農地保有合理化事業

年 度	件 数			面 積
	新 規	再設定	合 計	
平成１２年度	２件	０件	２件	０.６ha
平成１３年度	１８件	０件	１８件	１２.５ha
平成１４年度	２５件	０件	２５件	２１.１ha
平成１５年度	５０件	０件	５０件	３０.５ha
平成１６年度	７５件	０件	７５件	４１.２ha
平成１７年度	１２６件	０件	１２６件	６２.８ha
平成１８年度	７６件	８件	８４件	４７.７ha
平成１９年度	６６件	６件	７２件	４４.５ha
平成２０年度	７９件	２１件	１００件	５５.３ha
平成２１年度	８７件	２０件	１０７件	６２.８ha

農地利用集積円滑化事業

年 度	件 数			面 積	延べ面積
	新 規	再設定	合 計		
平成２２年度	８７件	２５件	１１２件	６６.２ha	３７６.７ha
平成２３年度	９４件	６２件	１５６件	８０.９ha	４２８.１ha
平成２４年度	９２件	５４件	１４６件	７９.６ha	４６７.６ha
平成２５年度	８９件	５０件	１３９件	７８.６ha	５０３.０ha
平成２６年度	１８１件	７９件	２６０件	１１２.２ha	５６６.９ha
平成２７年度	１３８件	９５件	２３３件	１３２.１ha	５８５.６ha
平成２８年度	１２５件	１４７件	２７２件	１３１.５ha	６３０.３ha
平成２９年度	７７件	１５１件	２２８件	１０９.１ha	６４３.３ha
平成３０年度	９６件	１２５件	２２１件	９７.２ha	６５６.１ha
令和元年度	７７件	１４２件	２１９件	１１０.７ha	６３０.８ha

※延べ面積とは、年度末現在の継続を含めた面積であり、農地保有合理化事業契約の継続を含む。また、農地中間管理事業に移行した契約は含まれない。

なお、農地利用集積円滑化事業は、令和１１年度末をもってすべての契約が終了する。

農地中間管理事業

年 度	件 数		面 積	円滑化事業 残り件数
	新 規	再設定		
平成26年度	0件	0件	0ha	1,076件
平成27年度	132件	0件	146.8ha	1,158件
平成28年度	33件	0件	27.4ha	1,299件
平成29年度	41件	0件	32.5ha	1,239件
平成30年度	36件	0件	47.1ha	1,507件
令和元年度	17件	0件	11.0ha	1,245件
令和2年度	116件	206件	53.9ha	1,030件
令和3年度	88件	261件	160.3ha	719件
令和4年度	138件	131件	137.1ha	579件
令和5年度	122件	82件	93.3ha	476件
令和6年度	122件	134件	114.8ha	330件

※受託事業のため書類作成件数及び面積であり、新規とは農業センターを経由していない契約からの更新を含む。

再設定は、農地利用集積円滑化事業からの更新や農地中間管理事業契約の耕作者変更などの件数です。